

序 論

第3次岩出市長期総合計画(後期基本計画)の概要

- 後期基本計画策定の趣旨
- 計画策定の視点
- 計画の構成と期間
- 「SDGs」の推進

第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の概要

○後期基本計画策定の趣旨

岩出市では、目標年次を令和12年度とする「第3次岩出市長期総合計画」を策定し、「対話と協調」を基本理念に、将来像『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向け、各施策を推進してきましたが、令和7年度をもって、前期基本計画の計画期間が終了しました。

この間、我が国では、人口減少社会及び少子高齢化社会の進展、大規模自然災害の発生、脱炭素化への動きの加速に加え、新型コロナウイルス感染症の影響と日常生活の変化、原油価格や物価の高騰、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など、社会経済情勢が大きく変化しています。

このような時代背景の中、本市のまちづくりを進めていく上で、今後5年間の指針となる計画として、後期基本計画を策定しました。

この後期基本計画は、「第3次岩出市長期総合計画」の基本構想である5つのまちづくり大綱と行政運営の指針となる「将来を見据えた持続可能な行財政運営」のもと、前期基本計画の実効性の検証と「市政懇談会」や「まちづくりアンケート」など、市民や地域の意見等を踏まえ、基本計画の見直しを行ったものです。

これまでの長期総合計画の流れ



○計画策定の視点

長期総合計画を市の最上位の計画と位置づけ、市の将来像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、施策を推進していくうえで、以下の5つの視点を重点に計画策定に取り組みます。

1) 市民ニーズの反映

「岩出市長期総合計画審議会条例」に基づく審議会をはじめ、市政懇談会、計画策定時の市民意識調査やパブリックコメントなど、市民ニーズの把握に努め、その内容や方向性を検証します。

2) 時代等変化への対応

社会情勢の変化や国・県の政策・制度の動向に注視するとともに、柔軟に対応できるよう、5つの「まちづくり大綱」を軸に、各施策の進むべき方向性を示します。

3) 実現性と実効性

長期総合計画に関する各事業に対し、事業計画書を作成し、四半期ごとのヒアリングを通じ、事業のPDCAや進捗管理の体制を整備し、事業の実施レベルを高めるための取組を進めます。

4) 分野別計画との連携

長期総合計画は、市の最上位の計画として統括的な役割を担うことから、各分野別計画における取組や方向性との連携を図ります。

5) 総合戦略との連携

岩出市総合戦略の関連事業を長期総合計画との一元管理で進めるために、第3次岩出市長期総合計画（前期基本計画）から総合戦略との一本化を図り、総合戦略を包括した総合計画として策定しています。

○計画の構成と期間

1) 構成



【基本構想】

まちの将来像を市民・民間・団体・行政がともに目標とし、実現に向け取り組んでいくための基本的な指針と施策の大綱を示します。

【基本計画】

基本構想を実現するため、各分野にわたる基本的な方向と施策体系を示すとともに、総合戦略における基本戦略と施策の位置付けを行います。

【実施計画】

基本計画に掲げた施策を計画的に実施するため、事務事業の内容をチェックできる事業計画書を作成し、毎年四半期ごとにPDCAによる事業管理とローリング方式による計画見直しを行います。

2) 計画期間

基本構想 令和3年度～令和12年度までの10年

基本計画 令和3年度から前期基本計画5年、令和8年度から後期基本計画5年

実施計画 1年更新による3カ年のローリング方式

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想	[Blue bar spanning from 令和3年度 to 12年度]									
基本計画	[Pink bar spanning from 令和3年度 to 7年度]					[Pink bar spanning from 8年度 to 12年度]				
実施計画	[Green bar 1: 令和3年度]	[Green bar 2: 4年度]	[Green bar 3: 5年度]	[Green bar 4: 6年度]	[Green bar 5: 7年度]	[Green bar 6: 8年度]	[Green bar 7: 9年度]	[Green bar 8: 10年度]	[Green bar 9: 11年度]	[Green bar 10: 12年度]

実施計画は、計画期間を3年間とし、ローリング方式により毎年度作成します。

○ 「SDGs」の推進

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広くSDGsを浸透させる必要があることから、地方自治体においても、様々な計画にSDGsの要素を反映することを期待しています。

本市においても、基本計画の各基本施策にSDGsの目標を関連付け、施策を展開することでSDGsの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

